

(案6)

仕様書

【品目1】

○キャノン iR ADV 4945F (例) の同等品 3台

○ペディスタル: 3台

仕様: SSD: 256GB 以上、残存データ自動消去可能、4段トレイ (640枚以上×4段)

原稿の収納枚数: 250枚以上、スキャナー機能にサーチャブルPDF、Power/Wordの変換機能

【設置場所】

・地域連携室(当院本館2階)・医事算定室(当院本館1階)・救急センター(当院本館1階)

【品目2】

○キャノン iR ADV C5840F (例) の同等品 1台

○ペディスタル: 各1台

仕様: SSD: 256GB 以上、残存データ自動消去可能、4段トレイ (640枚以上×4段)

原稿の収納枚数: 250枚以上、スキャナー機能にサーチャブルPDF、Power/Wordに変換機能

【配置場所】

・総務課(当院本館2階)

【品目3】

○キャノン iR ADV C3830F (例) の同等品 1台

○ペディスタル: 1台

仕様: SSD: 256GB 以上、残存データ自動消去可能、4段トレイ (640枚以上×4段)

原稿の収納枚数: 250枚以上、スキャナー機能にサーチャブルPDF、Power/Wordに変換機能

【配置場所】

・医事課(当院本館1階)

【品目4】

○キャノン iR ADV C3930F (例) の同等品 2台

○ペディスタル: 2台

仕様: SSD: 256GB 以上、残存データ自動消去可能、4段トレイ (640枚以上×4段)

原稿の収納枚数: 250枚以上、スキャナー機能にサーチャブルPDF、Power/Wordに変換機能

【配置場所】

第一医局(当院本館2階)・設備・調達課(本館1階)

【品目5】

○キャノン iR ADV C3530F 例) の同等品 3 台

○ペディスタル : 3 台

仕様 : HDD : 256GB 以上、残存データ自動消去可能、4 段トレイ (640 枚以上×4 段)

【配置場所】

・ 薬局 (本館 1 階) ・病理検査室 (本館 2 課検査科) ・カルテ室 (資料棟 2 階入り口)

【契約期間】

○令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

【備考】

○ 最低複写料金 (基本料金) を設定※税別

○ 1 枚あたりの複写料金単価を設定 ※税別

※ 1 ~ ○○枚は△△円、○○枚以降は□□円なども明記すること。

※複写料金に、トナー・保守・ペディスタルリース料金も含め、  
用紙代金 (当院負担) を含めないこと。

### その他事項

※仕様詳細については、契約相手方決定後に調整する。

(契約金額)

○ { 下記予定印刷枚数×提示単価 (税抜き) } ×税に契約期間の 3 年分を乗じた数値により  
積算された額とする。

※【印刷予定枚数】白黒 25 万枚、カラーコピー 5 万枚、カラープリント 5 万枚

【例】白黒単価 10 円、カラーコピー単価 50 円、カラープリント単価 100 円の場合

$10 \text{ 円} \times 25 \text{ 万枚} + 50 \text{ 円} \times 5 \text{ 万枚} + 100 \text{ 円} \times 5 \text{ 万枚} = 100,000,000 \text{ 円 (税抜き)}$

$100,000,000 \text{ 円} \times 1.1 \text{ (消費税)} = 110,000,000 \text{ 円 (税込み、単年分)}$

$110,000,000 \times 3 \text{ (3 年間)} = 330,000,000 \text{ 円}$

○消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき得た額である。

○賃貸借料及び保守料の計算期間は、各月の初日から月末までの 1 か月とする。ただし、1 か月に満たない月については、日割り計算によるものとする。

○上段計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合において、1 円未満の額は切り捨てるものとする。

○消費税及び地方消費税額は、契約締結時に適用されている税率に基づき計算されたものであり、税率の改定及びこれに基づく経過措置等の理由により算定方法を変更する必要

がある場合は、当該金額について協議のうえ決定するものとする。

(月額料金の取引金額請求及び支払)

○月額料金及び消費税額について、使用月の翌月に請求を行い、適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、契約相手方に支払うものとする。

(機器等の保守)

○機器等が正常に動作するよう契約相手方の負担において所定の保守を行う。但し、当院の故意もしくは過失によって修理又は調整の必要が生じたとき、それらの修理費、調整費は当院が負担する。

○機器等について所定の保守を超える特別な保守を必要とする場合は、当院がその費用を負担する。

○保守にあたり必要とする電力及び消耗品等は、当院の負担とする。

(修補義務)

○契約相手方は、当院へ機器等を提供している間、当院が、機器等が正常に動作しない原因が契約相手方にあると判断し、当院の安定的な業務遂行に必要となるサービスを無償で自ら行うものとする。